

京都市告示第516号

児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の15の規定により、次のとおり法第21条の5の3に規定する指定障害児通所支援事業者を指定しました。

平成29年12月28日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社アドナース（代表取締役 鎌田 智広）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市西京区大原野西境谷町二丁目14番地10

3 事業所の名称

重心型 児童発達支援 バンブー

重心型 放課後等デイサービス バンブー

4 事業所の所在地

京都市西京区大枝東長町1-310

5 指定する事業の種類

児童発達支援, 放課後等デイサービス

6 指定年月日

平成29年12月22日

7 事業所番号

2654000229

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)